平成２２年（フ）第７７９１号
大阪市西成区花園南２丁目１番４号　スペースライフ天下茶屋307
債務者　外崎美由紀
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２８号
大阪府池田市畑４丁目６番２―106号
債務者　永島あゆ美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５７号
大阪府交野市東倉治３丁目５番20号
債務者　楠本　邦子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９５号
大阪府摂津市正雀４丁目８番６号
債務者　松本めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９００号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番20―1001号
債務者　寺尾　和子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９７５号
大阪府三島郡島本町広瀬５丁目１番10号
債務者　米村　清志
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９７８号
大阪市平野区瓜破３丁目２番85―308号
債務者　手島　正明
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９７９号
大阪府守口市八雲西町１丁目28番16号
債務者　三浦　和枝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８６号
大阪市大正区泉尾２丁目22番６号
債務者　中田　瑞穂（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８７号
大阪市平野区平野元町３番22号　第２ゆうばりマンション401号室
債務者　金森明日香
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９７号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目６番２号
債務者　山田コーポレーションこと仲野コーポレーションこと　中西　弘之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２４号
堺市南区晴美台３丁２番６―210号
債務者　唄　　照子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１３７号
堺市堺区北安井町１番22号　ヒルズＳＴＮ503号
債務者　川邊　友美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１２号
堺市北区百舌鳥本町３丁538番地１　918号
債務者　徳　　哲夫
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７２号
堺市南区高倉台３丁２番３―402号
債務者　井上　次信
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７３号
堺市南区高倉台３丁２番３―402号
債務者　井上　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２７４号
堺市南区高倉台３丁２番３―402号
債務者　井上　明彦
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２９６号
堺市東区大美野165番地３　２―305号
債務者　アットサインこと　野中　勝美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係